平成29年4月13日

平成29年3月30日 公認心理師カリキュラム等検討会ワーキングチーム

ワーキングチーム素案について

本ワーキングチームでは、公認心理師カリキュラム等検討会から示された「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方について(案)」に基づいて、カリキュラム、実務経験の範囲、現任者の範囲、国家試験等について検討を行った。

検討に当たっては、臨床心理職国家資格推進連絡協議会、医療心理師国家資格制度推進協議会、一般社団法人日本心理学諸学会連合等関係団体からヒアリングを行い、計8回の検討を行い素案をとりまとめたので、公認心理師カリキュラム等検討会に報告する。

この素案を基に、大学や大学院における指導体制や、実習施設の受け入れ体制等の実態を踏まえて、カリキュラム等について一定の質を確保しつつ、実現性に配慮したものとなるように更に検討が深まることを期待する。

なお、大学卒業後の実務経験の期間については、ワーキングチーム構成員から別紙のような意見があるので、検討に当たっては、留意が必要である。

(検討項目)

- 1. 「公認心理師のカリキュラム等に関する基本的な考え方」を踏まえた カリキュラムの到達目標について
- 2. 大学及び大学院における必要な科目について (法第7条第1号及び第 2号関係)
- 3. 大学卒業後の実務経験について(法第7条第2号関係)
- 4. 受験資格の特例について (法附則第2条第1項第1号~第4号関係)
- 5. いわゆる現任者について(法附則第2条第2項関係)
- 6. 公認心理師国家試験について

公認心理師法第7条第2号における実務経験の期間について

○素案の内容

・実務経験プログラムを持つ施設において2~3年の実務経験

○素案に対するワーキングチーム構成員からの意見

① 実務経験の期間として3年とすべき

- ・ワーキングチームの素案として、「2~3年の実務経験」を「2~3年 (3年を標準)の実務経験」とすべき。
- ・実務経験のみではなく、大学院で履修する科目と同等の講義も受講する必要があることから、プログラムを設けた場合であっても、大学院の2年よりも期間が長くかかると想定される。
- ・働きながら、大学院の講義を受けるのと同等の研修を受ける場合に必要な期間を試算したところ、週に1回の研修で4.3年程度、週に1.5回の研修で2.9年程度、週に2回の研修で2.1年程度かかるという結果となった。そのため、少なくとも実務を経験する期間を2年とすることはできない。
- ・通常3年程度必要なプログラムを2年で行うというのは、公認心理師 を目指す者の負担が大きくなる。
- ・就職して職場に慣れるのに1年、そこからプログラムを開始し、かつ 試験の準備もするとなると、最低でも3年はかかる。
- ・日常の業務の他にまとまった時間の研修を行うべきであり、その場合は3年以上かかる。
- ・プログラムがある施設で実務を行いながら大学院と同様に研鑚を積む。 そういう者に、3年を超えて実務を行わなければ受験資格を与えない というのは不当である。
- ・公認心理師資格を取得することができるかわからない者を、3年以上 雇用することは雇用先に負担が大きすぎるため、実務経験の期間は3 年までにすべき。
- ・法第7条第2号に掲げる者が同条第1号に掲げる者と同等以上となるようにするため、プログラムに大学院と同等の科目を学習するよう加えるべき。

②実務経験の期間を2年以上とすべき

・素案に示されているプログラムの内容を修了できるのであれば、2年

でもよい。

- ・1日1時間以上、講義やグループワークと同等の学習を行うのであれば、1週間に5日勤務し、年間30週程度だとすると、2年で300時間の学習ができる。それだけあれば大学院レベルの質を満たす。
- ・病院等では2年程度で一人前(難しい事例でも一人で対応できる、またチームで臨めば適切なプランニングや意見の提供ができるレベル)の知識・技能が身につく。
- ・期間については年数に加え時間についても定めるべき。例えば2年以上かつ2,500時間以上などとすべき。

③実務経験プログラムがない施設について対応を考えるべき

・プログラムがない施設でも、そこでの実務経験に加え、プログラムを 実施可能な別の施設との連携の中で必要な要件を補い、実務経験を積 んだ場合には実務経験の期間とみなすべき。